

付注 2-3 ミクロデータでみた企業の税負担について

第2章第2節のミクロデータでみた企業の税負担の国際比較に関する具体的計算方法は、以下のとおりである。

1. 推計方法

公表されている財務諸表等をベースにして、特定の業種の典型的な「モデル企業」の財務諸表等を作成し、当該財務諸表等の財務データから、一事業年度の税務調整項目を推測して課税所得を算定し、税額を計算する。

2. データ

(1) エレクトロニクス、自動車、鉄鋼、情報処理サービス及び小売の5業種各売上高上位5社（(2)参照）の財務諸表等から、業種毎にモデル企業の財務データを作成する。なお、モデル企業の財務データを作成するに当たり、我が国の株式を公開している企業の単体財務諸表（原則として2000年3月期及び2001年3月期）を使用した。

(2) 各業種売上高上位5社

業種	エレクトロニクス	自動車産業	鉄鋼	情報処理サービス	小売
企業名	松下電器産業	トヨタ	新日鉄	NTTデータ	ダイエー
	NEC	ホンダ	NKK	日立ソフトウェア	イオン
	日立製作所	日産	住友金属	日立情報システムズ	イトーヨーカ堂
	東芝	三菱自動車	神戸製鋼	TIS	高島屋
	富士通	マツダ	川崎製鉄	インテック	ユニー

3. モデル企業の作成方法

業種ごとに5社の貸借対照表・損益計算書等の2期分(2000年3月期・2001年3月期)の平均を求め、モデル企業各業種1社の計5社の貸借対照表・損益計算書を作成する。ただし、税引前当期純利益が欠損の事業年度は除く。なお、財務諸表には各年度の平均値を用いる項目があるので、各年度の平均値（(1999年度平均+2000年度平均)／2）を算出した。

また、税務調整項目の推定の参考資料とするため、各社の税効果会計の資料から、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との差異に該当する項目につき、各々平均値を求める。ただし、税効果会計の項目の方は各年度の数値を使用しないため一括で平均した。

4. 調査対象国

上記モデル企業の財務諸表等を基に、日本・アメリカ・イギリス・フランスにおいて、モデル企業が事業活動を行ったという前提で、各国税法の下でモデル企業の課税所得を計算し、税負担割合を算出する。

なお、多くの国の税制でその国内の立地場所により地方税負担に差異が生じるため、各国の税制を適用

するに当たっては、モデル企業が以下の場所に立地するものと仮定する。

アメリカ：カリフォルニア州、テネシー州（エレクトロニクス・自動車・鉄鋼の製造業）

カリフォルニア州、ニューヨーク州（情報処理サービス・小売の非製造業）

イギリス：ロンドン

フランス：パリ

特に、アメリカについては、地方税(州税)が州ごとに大きく異なることに留意する必要がある。このため、しばしば比較の対象として取り上げられるカリフォルニア州とあわせて、製造業については、日本企業の自動車産業等の生産拠点の展開がみられるテネシー州において、非製造業ではニューヨーク州において、事業活動を行うものと仮定した。製造業でテネシー州での立地を仮定したのは、我が国の製造業の企業が実際にテネシー州で事業を行っている事例が見られることや、米国の各州の中で平均的な税率であることによる。

なおモデル企業を求めるとき、米国の2州での活動は50%ずつとして計算した。

5. 前提条件

- (1) 本試算においては、法人所得に課される国税と地方税をあわせた税負担の算出が目的であり、かつ同一法人が海外で同じ事業活動を行った場合の税負担を比較することが趣旨であることから、これらの目的から外れるその他の要因は仮定から除外することとした。
- (2) 各国における税負担額の算出の際には、2002年4月1日現在の税制を適用する。
- (3) モデル企業は単独の会社として事業運営を行うものとする。したがって、各国において連結納税申告を考慮しない。
- (4) モデル企業の事業範囲は内国のみとし、支店等をつうじ国外において事業を行っていない内国法人を仮定する。ただし、国外関連会社等からの配当等の受取はあるものとする。
- (5) 株主はすべて国内居住者であると仮定する。また、いずれの株主の株式保有も発行済株式の5%以下であり、日本における同族会社の留保金課税（法人税法第67条）が適用されないものと仮定し、留保金課税は不適用とする。
- (6) 法人所得を課税標準とする法人所得税のみを試算の対象とした。具体的には、法人税、法人住民税の法人税割、法人事業税である。したがって、日本の法人住民税の均等割やフランスの職業税（taxe professionnelle）等は考慮していない。
- (7) 各国の税制の相違による企業の税負担の国際比較が目的であるため、本試算では、各国の企業会計制度は同じであると仮定し、試算のベースとなる税引前当期純利益は各国とも同じになるものとする。
- (8) 今回の調査対象会社の資本金はすべて100億円を超えているため、モデル企業の資本金は100億円超であるものとした。
- (9) モデル企業が各国で事業活動を行うにあたり、外国為替レートは以下のように仮定した。
 - 1ドル＝130円
 - 1ポンド＝200円

1ユーロ=120円

6. 主要財務会計項目

(1) 試験研究費の税額控除

試験研究費は、各企業の有価証券報告書の損益計算関係の技術研究費（企業により、研究開発費等の名称あり）を、全額適格試験研究開発費として、各年度平均値を算出した。なお、欠損事業年度の数値については、他企業の伸び率から推計して求めた。日本では「試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除（租税特別措置法42条の4）」制度を適用し、他の調査対象国では、各国の試験研究費の税額控除を用いると仮定した。例えばアメリカでは、代替増額分税額控除（Alternative Incremental Research Credit:AIRC）を適用した。

(2) 地方税

日本の地方税である、法人住民税の法人税割、法人事業税については、モデル企業が所在している場所を踏まえ、超過税率のうち実在の最高税率を適用した。また他の調査国においては、立地を仮定している地方の税制を適用した。例えばアメリカのカリフォルニア州では、試験研究費税額控除、テネシー州においては製造機械設備購入に係る税額控除を適用した。なお、製造機械設備の取得原価については、財務諸表の有形固定資産等明細表の機械および装置の平均値とした。

(3) 税効果会計からの数値の算出方法

有価証券報告書の税効果会計関係の法定実効税率と税引前当期純利益に対する法人税等の比率との差異に表示されている数字を使用する。企業により税効果表示の仕方は異なるが、以下のように仮定した。

- ・益金不算入：受取配当金益金不算入
- ・損金不算入：寄付金・交際費
- ・外税控除：外国税額控除
- ・その他：損金に算入した付帯税等

(4) 寄付金・交際費

(3)で算出した寄付金・交際費の合計金額を、国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」（平成11年分）の利益計上法人の資本金100億円以上の合計金額を基に按分した。